

法人類型ごとのガバナンスに関する制度比較

資料7

	独立行政法人(NC等)	国立大学法人	公立大学法人	学校法人(私立大学)
根拠法	独立行政法人通則法	国立大学法人法	地方独立行政法人法	私立学校法
法人の長	理事長	学長	理事長(原則学長を兼ねる)	理事長
法人の長の任命権者	主務大臣	国立大学法人の申出に基づき 文部科学大臣	公立大学法人の申出に基づき 設立団体の長	—
法人の長の選任方法	公募の活用の努力義務 公募によらない場合も、候補者の 推薦を求める等、透明性を確保する 必要(努力義務)	学長選考会議の選考により行う	選考機関の選考に基づき行う	寄附行為の定めるところ (理事総数の過半数の議決により選 任(学校法人寄附行為作成例))※1
法人の長の任命基準	当該独立行政法人が行う事務及 び事業に関して高度な知識及び 経験を有する者等	人格が高潔で、学識が優れ、か つ、大学における教育研究活動を 適切かつ効果的に運営することが できる能力を有する者	人格が高潔で、学識が優れ、か つ、大学における教育研究活動を 適切かつ効果的に運営することが できる能力を有する者	学校法人の業務の全般について主 導的な役割等を果たすために必要な 知識又は経験を有し、その職務を十分 に果たすことができると認められる者
法人の長の職務権限	独立行政法人を代表し、その業務 を総理する	国立大学法人を代表し、その業務 を総理する ----- (参考) 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する(学校教育法) ※2	公立大学法人を代表し、その業務 を総理する	学校法人を代表し、その業務を総理 する
理事の任命権者	理事長	学長	理事長	理事となる者は、校長等、評議員のう ちから選任された者等
理事の職務権限	理事長を補佐して業務を掌理する	学長を補佐して業務を掌理する	理事長及び副理事長を補佐して 業務を掌理する	学校法人を代表し、理事長を補佐して その業務を掌理する
監事の任命権者	主務大臣	文部科学大臣	設立団体の長	評議員会の同意を得て、理事長が選 任
監事の職務権限	独立行政法人の業務を監査する 役員等に事務及び事業の報告を 求めること等ができる	国立大学法人の業務を監査する 役員等に事務及び事業の報告を 求めること等ができる	公立大学法人の業務を監査する	学校法人の業務・財産状況を監査す ること等ができる
病院長の任命権者	理事長	学長	理事長	(理事長又は学長:法令の定めなし)
病院長の選任方法	(法令の定めなし)			
病院長の任命基準	(法令の定めなし)			
病院長の職務権限	(法令の定めなし)			
(参考) 管理者(病院長)の責務	医療安全の確保、医師等従業者の監督、業務委託時の基準適合義務、医師の宿直命令 等			

(参考) 医療法人
医療法
理事長
—
理事会において選出する
(特になし)
医療法人を代表し、医療法人の 業務に関する一切の行為をする 権限を有する
社員総会・評議員会において理 事を選任する
業務執行の決定
社員総会・評議員会において選 任する
医療法人の業務・財産状況を監 査する 理事が提出しようとする議案等 を調査すること等ができる
(理事長:法令の定めなし)
同左
同左
同左
同左

※1 この作成例は一般的な例であり、学校法人のそれぞれの特殊事情を考慮して、画一的に取り扱うことのないよう留意するものとされている。

※2 このほか、学校教育法では「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。学部長は、学部に関する校務をつかさどる。」と規定している。